

河合町個人情報保護条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年 5 月 1 8 日

河合町長 岡井 康德

河合町条例第 9 号

河合町個人情報保護条例等の一部を改正する条例

(河合町個人情報保護条例の一部改正)

第1条 河合町個人情報保護条例(平成17年3月河合町条例第2号)の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「第2項」の次に「(これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。)」を加える。

第22条の2第1項第1号中「第28条」を「第29条」に改める。

(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正)

第2条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年12月河合町条例第23号)の一部を次のように改正する。

第1条及び第5条第1項中「第19条第9号」を「第19条第10号」に改める。

附 則

この条例は、平成29年5月30日から施行する。